解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月六日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十二年三月一日付北海道知事の認可により平成二十二年三月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

札幌市厚別区厚別西五条五丁目一番一号
医療法人厚翔会
清算人　白山　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月二十三日開催の私学審議会の答申を受けた東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

東京都豊島区東池袋三丁目一五―五
学校法人菅谷学園
代表清算人　島田　祥生

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年四月十三日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

高知県須崎市山手町一番七号
清算法人須崎市大谷土地改良区
代表清算人　西村　俊雄

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十一年七月六日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月三十一日高知県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

高知県高岡郡佐川町甲一六五〇番地二
佐川町土地開発公社
清算人　西森　勝仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目二番七号
特定非営利活動法人たすけ愛
代表清算人　岩本　貴弘

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月三十日川越市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

埼玉県川越市大字大塚新田五九二番地
川越市大塚新田第二土地区画整理組合
代表清算人　牛窪佐太郎

解散公告（第三回）

当法人は、定款に定めた存続期間の満了（平成二十二年三月三十一日まで）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

東京都新宿区内藤町一番地
財団法人国際文化交流推進協会
代表清算人　野呂　昌彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十七日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

東京都港区虎ノ門一丁目八番一〇号セイコー虎の門ビル
財団法人日本財政経済研究所
代表清算人　足立　和基

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月二十三日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

長野県茅野市塚原二丁目六番一号
茅野市・諏訪市家下青木土地区画整理組合
代表清算人　小平　義直

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

大阪府茨木市大住町四丁目三番一〇号
特定非営利活動法人グローバル・コメディカル・アソシエーション
代表清算人　山口　登司

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

広島県廿日市市下平良一丁目一一番一号
財団法人廿日市市産業振興公社
代表清算人　永尾　敏昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月一日をもって寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

長崎市文教町一番一四号長崎大学薬学部構内
財団法人長崎薬協会
代表清算人　畑山　範

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年三月十二日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十一日

沖縄県国頭郡本部町字東五番地
清算法人大浜土地改良区
代表清算人　具志堅用薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区平岡九条三丁目三四三番地四四、最後の住所横浜市青葉区市ケ尾町一一六二番地四グランシティ市ヶ尾七〇一号
被相続人　亡　松尾　卓哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十一日

北海道釧路市文苑四丁目三六番六号
相続財産管理人　佐藤　一男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市東町二丁目二七番地、最後の住所北海道室蘭市東町二丁目一四番三号
被相続人　亡　竹田　侯雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十一日

北海道室蘭市八丁平五丁目四四番三号
連絡先　北海道室蘭市海岸町一丁目四番一号室蘭市役所企画財政部納税課内
相続財産管理人　和野　泰始

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東置賜郡高畠町大字蛇口三一六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　情野　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十一日

山形県東置賜郡高畠町大字相森八一番地の八
相続財産管理人　司法書士　髙橋　秀一